

(3) その他の参画者について

(2)に掲げる者以外の者についても、地域の実情に応じて、都道府県が地域に必要な医療を確保するに当たって必要と判断した者を医療対策協議会に参画させても差し支えないものであること。

特に、複数の県にまたがる広域調整が必要となる場合も想定されることから、地域の実情に応じて、地方厚生局等を参画させることについても考慮すべきであること。

(4) 地域医療対策協議会への参画に係る協力の努力義務

(2)に掲げる者は、地域医療対策協議会に参画するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないものであること。

(第30条の12第2項関係)

(5) 地域医療対策協議会の運用について

地域に必要な医療を確保するために、迅速で充実した検討が阻害されないことがないよう、専門的事項や個別的、具体的事項の検討などに際しては、地域医療対策協議会の下部組織を設けるなど、より機動的な運用を行うことは差し支えないものであること。

なお、地域医療対策協議会の運用に当たっては、「地域における医療対策協議会の開催について」(平成16年3月31日付け医政発第0331002号、総経第89号、15文科高第918号)も参考とされたい。

(6) 地域医療対策協議会で定められた施策に係る協力の努力義務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者は、地域医療対策協議会の協議に基づく都道府県が定める施策の実施に協力するよう努めなければならないものとする。 (第30条の13関係)

4 公的医療機関について

公的医療機関については、その性質を踏まえ、地域医療対策協議会において都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならないものであること。また、厚生労働大臣又は都道府県知事により命じられた場合には、医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずることとする。 (法第31条及び第35条関係)

第6 医療法人に関する事項

1 通則

(1) 医療法人の果たすべき役割の明確化

医療法人が、我が国の医療提供体制の主たる担い手であるとともに、患者等から選択される立場にあることを踏まえ、医療法人は、自主的な運営基盤の強化を図るとともに、提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保を図り、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすべきことが明記されたこと。(法第40条の2関係)

(2) 自己資本比率の見直し

従前、定められてきた自己資本比率に関する要件については、廃止するものとする。

ただし、医療法人が提供する医療が継続的かつ安定的に提供される必要があることから、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならないこと。(新省令第30条の34関係)

(3) 指定管理者制度に係る規定の整備

これまでも、医療法人が地方自治法上の指定管理者として公の施設である病院、診療所等の管理を行うことは可能とされてきたが、当該病院、診療所等の業務については、当該医療法人自らが開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務(以下「本来業務」という。)と同様に位置付けられることを明確化する趣旨から、以下のとおり規定の見直しを図ったこと。

① 医療法人が、法第42条各号に掲げる業務(以下「附帯業務」という。)を行うに当たっては、当該業務を行うことにより自ら開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障が生じないことが前提とされてきたところであるが、当該医療法人が、指定管理者として管理する公の施設たる病院、診療所等の業務にも支障がないことを条件とすること。(法第42条関係)

② 医療法人の理事には、自ら開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者のほか、指定管理者として管理する病院、診療所等の管理者を加えなければならないが、当該管理者を理事から除くことはできないこと。(法第47条関係)

(4) 附帯業務の見直し

医療と福祉の更なる連携を図る観点から、医療法人が附帯業務として行える業務の範囲について以下のとおり見直したところであり、管下医療法人がこれら業務を行う場合には、これまでの附帯業務同様、各関係法令に留意の上、適切に実施されるよう指導願いたい。

① 医療法人は、附帯業務として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する事業(第1種社会福祉事業)及び同法第2条第3項に規定する事業(第2種社会福祉事業)のうち厚生労働大臣が定めるものの実施を行うことができるものとされたが、これに伴い、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第93号)が定められたこと。(法第42条第7号関係)

具体的には、当該告示に定められた第1種社会福祉事業については、原則として社会医療法人のみが行えるものとし、その他の医療法人については、これまでも可能とされてきたケアハウスの設置・運営のみ行えるものとしたこと。当該告示に規定された第2種社会福祉事業については、社会医療法人及びその他の医療法人のいずれも行えるものとしたこと。

- ② 医療法人の附帯業務として行える業務として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホームの設置を行うことができるものとしたこと。（法第42条第8号関係）

(5) 役員に関する見直し

医療法人の適切な運営を確保する観点から、役員に関して以下の見直しを行ったこと。

- ① 役員の任期は、2年を超えることができないものとしたこと。ただし、当該役員の再任を妨げるものではない。（法第46条の2第3項関係）
- ② 監事の職務については、これまで準用する民法（明治29年法律第89号）において規定されてきたところであるが、これを医療法上に明記するとともに、監査報告書の作成等、一部監事機能の強化を図ったこと。（法第46条の4第3項関係）
- ③ 監事の定数について理事と同様に、定数の5分の1以上を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならないこととしたこと。（法第48条の2関係）

(6) 社員総会に関する規定の見直し等

社員総会については、これまで準用してきた民法の規定を医療法上に明記するとともに、医療法人の非営利性の強化及び運営の適正を確保する観点から、社員の議決権を各自1個とする等の見直しを図ったこと。（法第48条の3及び第48条の4関係）

(7) 評議員会の設置

財団たる医療法人については、法人の重要事項に関する諮問機関として、また法人の適正な運営を確保する趣旨から、評議員会を設けることとし、これに伴い必要となる所要の規定を整備したこと。（法第49条から第49条の4まで）

(8) 定款及び寄附行為に係る見直し

上記(3)(6)(7)見直しを受け、医療法人の定款又は寄附行為の記載事項として以下の事項を追加したこと。（法第44条第2項関係）

ア 当該医療法人が地方自治法に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院等の名称及び開設場所

イ 社団たる医療法人にあつては、社員総会に関する規定

ウ 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

(9) 残余財産の帰属先に関する見直し

- ① 医療法人の非営利性を強化する趣旨から、定款又は寄附行為において、解散に関する事項として残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、以下の者のうちから選定されなければならないものとしたこと。（法第44条第4項及び新省令第31条の2関係）

したがって、これ以外の者を残余財産の帰属すべき者として定める定款又は寄附行為については、都道府県知事は認可をすることができないこと。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 法第31条の公的医療機関の開設者
- ウ イに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの
- エ 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないもの

② 医療法人の合併の認可申請に当たっては、省令第35条の規定に基づき、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人（以下「新法人」という。）の定款又は寄附行為を添付することとしているが、合併前の医療法人が、いずれも持分の定めのある医療法人である場合には、法第44条第4項の規定にかかわらず、新法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者として上記①アからエに規定する者以外の者を定めることができること。（新省令第35条第2項関係）

(10) 基金制度の創設

医療法人の非営利性を強化する趣旨から、平成19年4月1日以降は出資持分の定めのある医療法人の設立は認められないが、医療法人が必要な資金を調達する手段を確保するため、定款の定めるところにより基金制度を採用することを可能としたこと。（新省令第30条の37及び第30条の38関係）

新規則第30条の37及び第30条の38に規定する基金制度の上記趣旨から、持分の定めのある医療法人については基金制度を採用することはできないこと。

また、社会医療法人、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人については基金制度を採用することはできないこと。なお、改正法附則第8条に基づき、収益業務を行う旧特別医療法人についても同様とする。（改正省令②附則第5条）

2 社会医療法人制度の創設

医療法人のうち、一定の要件を満たすものを社会医療法人として認定することとし、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができるものとしたこと。

これに伴い、社会医療法人が収益業務として行える事業の範囲を「厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務」（平成19年厚生労働省告示第92号）として定めたこと。ただし、収益業務に関する会計については、当該社会医療法人の本来業務及び附帯業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないこと。（法第42条の2関係）

① 社会医療法人の具体的な要件に関しては以下のとおりであること。

ア 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

イ 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他特殊の関係がある者が社員の総数の3分

の1を超えて含まれることがないこと。

ウ 財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他特殊の関係がある者が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

エ アからウにおける特殊の関係がある者とは以下の者であること。

(新省令第30条の35関係)

- (ア) 親族関係を有する役員、社員又は評議員(以下「社員等」という。)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

オ 医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県において、当該都道府県の作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていること。

ただし、2以上の都道府県において病院等を開設する医療法人については、開設する病院又は診療所の所在地のすべての都道府県において救急医療等確保事業に係る業務を行っていること。(法第68条の2)

カ 実施しているオの業務に関し、厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

キ アからカに掲げるほか、医療法人の公的な運営に関し厚生労働省令で定める要件に適合していること。

ク 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

なお、カの基準及びキの厚生労働省令で定める要件に関しては、改正法による改正後の医療法に基づく各都道府県の医療計画の作成状況等を踏まえ、今後定めることとしており、別途通知する予定である。

② 社会医療法人については、救急医療等確保事業を実施するための資金調達手段として、社会医療法人債の発行を認めたところである。社会医療法人債については、会社法(平成17年法律第86号)上の社債に準じた規定が、新省令、新省令に整備されたところであり、当該規定に則って、その運用を図るべきことを社会医療法人債を発行する法人に指導されたい。

3 医療法人の作成書類等に係る見直し

(1) 作成書類について(法第51条関係)

医療法人については、これまでも決算の報告として、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成が義務づけられてきたところであるが、その運営をより透明なものとする観点から、新たに医療法人が毎会計年度作成すべき書類として事業報告書等が定められたこと。(新省令第33条第1項)

具体的には、以下アからウのとおりであるが、社会医療法人、社会医療法人債を発行している医療法人、これら以外の医療法人では、求められる透明性の違いから、作成すべき書類が異なることから、当該法人がいずれに属するのかに留意の上、必要な書類の作成を指導願いたい。

また、ウの法人の財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表の作成に当たっては、「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年厚生労働省令第38号)の定めるところにより作成しなければならない(新省令第33条第2項)とともに、当該法人の理事長は、財産目録、貸借対象表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこと。

ア イ及びウ以外の医療法人について

(ア) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書

イ 社会医療法人について(ウの法人を除く。)

(ア) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書

(イ) 法第42条の2第1項第1号から第6号までに規定する社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類

ウ 社会医療法人債を発行している医療法人

(ア) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書

(イ) 法第42条の2第1項第1号から第6号までに規定する社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類

(ウ) 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表

ただし、(イ)については、当該医療法人が社会医療法人である場合に限る。

(2) 備え置くべき書類及び閲覧書類の範囲(法第51条の2関係)

医療法人は前記(1)により作成された書類、監事の監査報告書等について、各事務所に備え置き、閲覧に供するものとされたところであり、具体的には以下ア、イのとおり、各法人の形態に応じて、対象となる書類及び閲覧請求権者の範囲が異なる点に留意されたいこと。

ただし、閲覧の請求に関しては、正当な理由がある場合には閲覧を行わないことができることとされており、正当な理由としては、個人情報保護や法人の業務の運営が不当に害されるおそれがある場合等が挙げられる。

ア イ以外の医療法人については、以下の書類を債権者から請求があった場合には閲覧に供しなければならないこと。

(ア) (1)により作成された書類

(イ) 監事の監査報告書

(ウ) 定款又は寄附行為

イ 社会医療法人については、以下の書類について請求があった場合には閲覧に供しなければならないこと。ただし、(エ)の書類については、当該社会医療法人が社会医療法人債を発行している場合に限る。

- (ア) (1)により作成された書類
- (イ) 監事の監査報告書
- (ウ) 定款又は寄附行為
- (エ) 公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 都道府県に届け出るべき書類の範囲及び閲覧（法第52条関係）

- ① 医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、以下(ア)(イ)(ウ)の書類を、その副本を添付の上、都道府県知事に届け出なければならないこととされたところであり、(1)と同様に各法人の形態に応じて、その範囲が異なる点に留意されたいこと。

ただし、法第42条の2第1項第1号から第6号までに規定する書類については、同項第5号の要件に該当する旨を説明する書類に限り副本を添付するものとする。

なお、当該書類の提出期限については、あくまで医療法上設定された期限であり、各税法等の他法令に基づく手続に係る必要書類の提出期限については別途各法人において十分留意の上、書類の作成・提出等を行うべきことを指導されたい。

- (ア) (1)により作成された書類
- (イ) 監事の監査報告書
- (ウ) 公認会計士又は監査法人の監査報告書

ただし、(ウ)については当該医療法人が、社会医療法人債を発行している社会医療法人である場合に限る。

- ② 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は上記①により提出された書類について、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。

ただし、当該閲覧は過去3年間に提出された書類について行うものとし、また、法第42条の2第1項第1号から第6号までに規定する書類については、同項第5号の要件に該当する旨を説明する書類に限るものとする。

4. その他

- ① 医療法人の設立認可申請の際の添付書類については、以下の書類の添付を不要としたこと。（新省令第31条関係）

ア 出資申込書又は寄附申込書の写し

イ 自己資本比率に係る要件（旧省令第30条の34第1項に規定する要件）に適合していることを証明する書類

ウ 特別医療法人の要件に適合していることを証明する書類及び収益業務を行う医療法人に係る当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

- ② 医療法人に1人又は2人の理事を置く場合の認可に係る申請書の記載事項として、新たに、理事を1人又は2人とする理由を記載しなければならないものとする。（新省令第31条の3関係）

- ③ 都道府県において法人の解散後5年間保存すべき医療法人関係の書類につ

いては、法及び省令の規定により提出された書類を対象としてきたところであるが、都道府県の保存に係る負担を軽減する趣旨から、法第52条第1項の規定により届け出られた書類については、当該保存義務の対象から除外することとした。当該書類の保存に当たっては、当該書類の閲覧期間及び各都道府県における文書管理規定等を踏まえ、適切に対処されたい。(新省令第39条関係)

第7 保健師助産師看護師法に関する事項

保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）でない者は、保健師等又はこれらに紛らわしい名称を使用してはならないこととする。こと。
(改正法第6条による改正後の保健師助産師看護師法第42条の3関係)

なお、「看護補助者」、「看護助手」については、法令に規定されていること、既に定着しているため誤認する可能性が低いと考えられること等にかんがみると、保健師等に紛らわしい名称には該当しないものであると解される。

本制度の施行に際しては、患者に対して資格の種類や有無等の情報を正しく提供できるようにすることが望ましい。(名札等)

第8 経過措置

- ① 法第6条の3第1項の規定による報告については、新省令の施行の日から2年間は、別表第1の項第1号に掲げる基本情報その他都道府県が定めるものについて行うことができるものであること。(改正省令①附則第2条関係)
- ② 新省令の施行の際、院内感染対策のための指針、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書又は医療機器の保守点検に関する計画が整備されていない病院等については、新省令の施行の日から3か月を経過する日までは適用しないこととするものであること。(改正省令①附則第3条関係)
- ③ 広告告示の適用前に、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成14年厚生労働省告示第158号)第27号の届出を行った団体は、広告告示第1条第2号の届出を行ったものとみなすものであること。
- ④ 改正法附則第6条の規定に基づき、平成19年4月1日において現に開設している助産所の開設者に対する法第19条の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、なお従前の例によること。(改正法附則第6条)
- ⑤ 改正法附則第6条の規定により、なお従前の例によることとされた助産所に係る新省令第9条の6の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、なお従前の例によること。(改正省令②附則第2条関係)
- ⑥ 新省令の施行の際現に開設している病院が法第21条第1項第9号の規定により備えて置かなければならない新省令第20条第10号に規定する看護記録については、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間は、同条中「過去2年間」とあるのは、「平成19年4月1日以後」とすること。(改

正省令②附則第3条関係)

- ⑦ 平成19年4月1日において、改正法による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第42条第2項に規定する旧特別医療法人であるものについては、平成24年3月31日までの間（社会医療法人の認定を受けたときは、その日までの間）は、引き続き旧医療法第42条第2項に基づき収益業務の実施が可能であること。

ただし、この場合において、旧医療法第64条の2の規定は、引き続き効力を有するものであり、また収益業務に関する会計についても、旧医療法第42条第3項に基づき特別の会計として区分する必要があること。（改正法附則第8条関係）

- ⑧ 改正法の施行に伴い、定款又は寄附行為において定められている役員任期、社員の議決権等について見直しが必要となる医療法人が想定されるほか、評議員会に関する規定、社員総会に関する規定、指定管理者として管理する病院等の名称等につき新たに定款又は寄附行為に記載すべきこととされたが、これら改正法の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更については、平成20年3月31日までに変更認可の申請を行わなければならないこと。（改正法附則第9条）

また、附帯業務の範囲の見直しに伴い必要となる定款又は寄附行為の変更についても同様とすること。

なお、旧特別医療法人の収益業務に係る会計区分については、上記定款又は寄附行為の変更に合わせて、その区分を見直すものとする。

- ⑨ 今後新設される医療法人については、定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者を定める場合には、上記第6の1(9)①アからエに定める一定の者の中から規定しなければならないこととされたが、平成19年4月1日において既に設立されている医療法人及び同日において、既に設立の認可申請を行っている医療法人のうち、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は上記一定の者以外のものを残余財産の帰属すべき者として定めているものについては、当分の間、法第50条第4項の規定は適用されず、旧医療法第56条の規定が引き続き効力を有すること。

ただし、これら既存の法人又は残余財産の帰属すべき者を設けていない法人が、平成19年4月1日以降に定款又は寄附行為の変更により上記一定の者の中から残余財産の帰属すべき者を定めた場合には、それ以降は、法第50条第4項及び第56条の規定が適用されること。（改正法附則第10条関係）

- ⑩ 監事の監査報告書の作成義務及び前記第6の3(1)による書類の作成義務は、平成19年4月1日以降に始まる医療法人の会計年度に係る書類から適用するものとし、同日以前に開始される会計年度に係る書類の作成については、従前のおりとする。また、前記第6の3(2)(3)による医療法人が備え置くべき書類、都道府県に届け出るべき書類及びその閲覧に関する見直しについても、平成19年4月1日以降に開始される会計年度について作成された書

類について行うものであること。(改正法附則第12条)

- ⑪ 特別医療法人が収益業務を行う場合に係る定款又は寄附行為の変更に当たっては、特別医療法人の要件に適合する旨を説明する書類、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類、2年間の事業計画及びこれに伴う予算書を認可申請書に添付することとされてきた(旧省令(改正省令②)による改正前の医療法施行規則をいう。以下同じ。)第32条第4項)が、当該規定は特別医療法人制度が廃止されることに伴い、今回改正されたところ。ただし、旧特別医療法人が改正法附則第8条の規定に基づき収益業務を行う場合においては、引き続き、旧省令第32条第4項の規定が効力を有するものであること。(改正省令②附則第8条関係)
- ⑫ 新省令第35条第2項の規定は、平成19年4月1日以後に行われた合併の認可の申請について適用し、同日前に行われた合併の認可の申請については適用しないこと。(新省令第9条関係)
- ⑬ 法第25条及び第63条に基づく立入検査を行う職員の証明書の様式を見直し、それぞれ様式3及び様式4として定めたところ。平成19年4月1日において既に存する証明書については、新省令に基づくものとみなすこととするが、速やかに新省令に基づく証明書の様式に変更されたいこと。(改正省令②附則第11条関係)

(別添1)

入院診療計画書

(患者氏名) _____ 殿

平成 年 月 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間	
その他の ・看護計画 ・リハビリテーション等 の計画	

注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって
変わり得るものである。

注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。

(主治医氏名) 印

(本人・家族)

(別添2)

退院療養計画書

(患者氏名) _____ 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
予想される退院日	
退院後の治療計画	
退院後の療養上の留意点	
退院後必要となる 保健医療サービス 又は福祉サービス	
その他	

注) 退院日等は、現時点で予想されるものである。

(主治医氏名) _____ 印